

○函館市教育委員会傍聴人規則

平成 23 年 3 月 25 日
教育委員会規則第 1 号

函館市教育委員会傍聴人規則(昭和 27 年函館市教育委員会規則第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条の規定に基づき、函館市教育委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴章の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により傍聴章の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、当該交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。この場合において、傍聴人は、傍聴している間、傍聴章を常時見える位置に着用し、傍聴を終えて退場するときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の制限)

第 3 条 教育長は、時宜により傍聴人を制限することができる。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の守るべき事項等)

第 5 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の言論または議案に対し可否を評しないこと。
- (2) 私語、談笑または拍手等をしないこと。
- (3) 喫煙または飲食をしないこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の規定に基づきなお従前の例により在職する函館市教育委員会教育長の同項の規定に基づき在職する間における函館市教育委員会の会議の傍聴については、改正後の函館市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、改正前の函館市教育委員会傍聴人規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(令和6年1月10日教委規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。